



平成27年度版

環境白書



静岡県

表 紙

「 韮山反射炉と富士山 」

写真提供：静岡県観光協会

平成27年度版環境白書 目次

トピックス

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革	1
低炭素社会に向けた取組	2
循環型社会に向けた取組	3
自然共生社会に向けた取組	4
新たな計画の策定	5

第1章 静岡県環境の現状と施策の実施状況

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革	6
低炭素社会に向けた取組	8
循環型社会に向けた取組	10
自然共生社会に向けた取組	12
良好な生活環境の確保	14

第2章 静岡県環境基本計画の進捗状況

1 静岡県環境基本計画の進捗状況の評価	16
2 環境指標の数値の推移	19

資料編

県における環境行政組織	22
環境基本条例の構成等	24
環境関連個別計画・指針等	27
市町の環境基本条例及び環境基本計画の策定状況	31

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

「エコアクション21 10周年記念 東海ブロック大会」の県内開催

エコアクション21認証・登録制度は、平成16年に創設され、26年度で10周年を迎えました。関係者への感謝とエコアクション21普及のため、エコアクション21中央事務局主催の「エコアクション21 10周年記念東海ブロック大会」が平成27年11月24日に静岡市で開催されました。エコアクション21認証・登録件数全国第一位をキープしている本県での開催により、県内の普及がより一層進むことが期待されます。

エコアクション21 10周年記念東海ブロック大会の様子



県立森林公園のリニューアル

県立森林公園（浜松市）は、アカマツ林を主体とした都市近郊の良好な里山環境を活かした自然ふれあい施設です。

大規模な整備から20年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保、施設の魅力向上及び長寿命化を図るため施設をリニューアルすることになりました。

平成27年度は、公園利用者や有識者の御意見をもとに「県立森林公園再整備計画」を策定し、老朽化した施設の更新とトイレのユニバーサルデザイン等利用環境の向上を中心とした整備方針を決定しました。

今後、この計画に基づき、平成27年度から4年間を目途にリニューアルを図っていく予定です。



県立森林公園内の様子

「被災地に緑を！」～全国の高校生と挑戦した環境保護活動～

富岳館高等学校では新たな植物成長調節物質「A O H」（環境変化に強い効果を植物に付与）と「炭化ペーパースラッジ」（紙の廃材 土に還る）を組み合わせた「究極のエコ資材（A O Hチップ）」を開発しました（静岡大学・製紙業者協力）。A O HチップはA O Hを徐々に放出し、環境変化に強い効果を植物に与える土壌改良資材です。

現在、東日本大震災の被災地（宮城県・青森県沿岸）の緑化（全国の農業関係高校と協力）やサクラの樹勢回復にチップを試験導入するとともにN P Oと連携し、被災地の子供達にエコ授業を実施しています。今後は海外の塩害対策・乾燥地の農業への活用を検証します。

上：チップを用いての緑化活動
下：青森県種差海岸での自生ノシバの採種



「有機農業実践講座」で最新の有機農業を紹介

平成27年9月25日、男女共同参画センターあざれあ（静岡市）で、N P O法人有機農業参入促進協議会の主催による「有機農業実践講座 柑橘・茶編」が開催されました。

当日は、北海道農業研究センターの池田博士による有機農産物特有の風味を生み出す共生微生物に関する基調講演のほか、合理的な考え方に基づき、慣行栽培並みの品質と収量を実現する柑橘有機栽培の先進的な事例や、県内の茶の有機栽培の事例紹介が行われました。



池田博士による基調講演

低炭素社会に向けた取組

県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」リニューアルスタート！

「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の策定に合わせ、「ふじのくにエコチャレンジ」をリニューアルしました。

前身の県民運動の開始から10年目を迎え、実行委員会に民放テレビ局4社の参画をいただき、BANK事業、CHECK事業、KIDs事業に加え、新たに温暖化防止の取組を約束するTRY事業の4事業を実施し、約16万4千人もの方に参加いただきました。平成28年度も多くの方の御参加をお待ちしております！

ふじのくにエコチャレンジCUP (H28.2.20開催)



業務用冷凍空調機器の点検等が法律上の義務になりました！

平成27年4月にフロン排出抑制法が施行され、冷媒であるフロン類の適切な管理を促進するため、業務用冷凍空調機器を所有する全ての管理者に機器の点検など新たな義務が課せられました。

フロン類はオゾン層の破壊や高い温室効果を持つガスです。管理者は、簡易点検や定期点検（規格の大きな機器のみ）等により、漏えいを防ぎ、地球環境の保全に御協力ください。

詳細は県ホームページを御覧ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/furonkanrisky2.html>)

業務用冷凍空調機器の管理者の義務

区分	種 類	圧縮機電動機定格出力	点検頻度	点検の 実施者
簡易点検	全ての業務用冷凍空調機器	全ての業務用冷凍空調機器	3ヶ月に1回以上	管理者等
定期点検	業務用エアコン	7.5kW以上 30kW未満	3年に1回以上	専門家
	業務用	30kW以上	1年に1回以上	

※ 対象となる機器：業務用エアコン、冷凍・冷蔵機器のうち、冷媒としてフロン類が充てられているもの。（カーエアコンを除く）

地球温暖化防止活動に取り組む県内団体が相次いで環境大臣賞などを受賞！

環境省などが主催する表彰制度において、静岡県内の地球温暖化防止に取り組む団体が多数表彰されました。

地球温暖化防止活動環境大臣表彰（環境省主催）では、静岡ガス株式会社、静岡県立富岳館高等学校、NPO法人WAKUWAKU西郷が環境大臣表彰を受賞し、低炭素杯（全国地球温暖化防止活動推進センター主催）では、静岡未来エネルギー株式会社が環境大臣賞グランプリ、富岳館高校が文部科学大臣賞、省エネ推進ネットワークぬまづ、静岡油化学工業株式会社・静岡県工業技術研究所（共同）、山梨罐詰株式会社・静岡県工業技術研究所（共同）がファイナリスト賞を受賞するなど、県内の地球温暖化防止の取組が全国で高く評価されました。

上：環境大臣表彰受賞者による大須賀副知事（当時）への表敬訪問

下：低炭素杯大臣賞受賞者（授賞式の様子）



EVで走ろう！伊豆半島。「環境にやさしいエコリゾート」。

県は、「『世界一美しい半島』を創りあげる」という目標に向けて、伊豆地域で、EV（電気自動車）で観光施設などを来訪された方への優待やEVレンタカーの割安価格での提供、旅館・ホテルにおけるEVの活用などを行い、地域と一体となって伊豆半島でのEV利用の促進に取り組んできました。

今後もEVの利用を通じて、「環境にやさしいエコリゾート」としての伊豆半島の魅力を発信していきます。



伊豆半島の風力発電と電気自動車

循環型社会に向けた取組

富士山麓で不法投棄された産業廃棄物を撤去

平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山周辺では、過去に不法投棄された廃棄物が残存しており、自然環境、景観の保護における課題となっています。そこで、県では平成26年度に富士山麓不法投棄廃棄物撤去支援事業を創設し、世界遺産区域内に残存する産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対し、その撤去費用を助成しています。現在までにこの補助金を活用した事業が4件実施され、合計約100トンの廃棄物が撤去されました。

県では、今後も不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、本事業を活用して不法投棄された廃棄物の撤去を進めることにより、富士山麓の環境、景観の保護に努めていきます。



ボランティアによる撤去活動の様子

「地下水賦存量調査」により地下水の流動実態や適正な利用量等が明らかに！

平成25年に東部地域から開始した「地下水賦存量調査」が平成28年3月に全県で終了しました。この調査は、「内陸フロンティア」を拓く取組の進展による内陸部の地下水揚水量の増加や国の水循環基本計画に基づく地下水マネジメントの推進など、地下水を取り巻く状況変化に適切に対応するため、地域ごとの地下水流動や賦存量などを解析し、地下水障害を発生、拡大させない地下水利用量（利用可能量）の算出等を目的とするものです。

現在、調査結果を基に、各地域の地下水利用対策協議会等とともに「地下水の利用と保全の両立」を可能とする地下水管理体制のあり方について検討を進めています。

調査結果概要

項目 地域	賦存量 (時点)	利用可能量 (年間)	実績揚水量 (年間)	届出揚水量 (年間)
東部	648 億m ³	6.3 億m ³	5.0 億m ³	7.6 億m ³
中部	58 億m ³	3.4 億m ³	1.8 億m ³	5.7 億m ³
西部	366 億m ³	1.1 億m ³	0.7 億m ³	2.1 億m ³

・賦存量…地中に蓄えられている地下水量
 ・利用可能量…地下水障害を発生・拡大させることなく利用できる地下水量
 ・実績揚水量…既設の揚水設備で取水されている量
 ・届出揚水量…既設の揚水設備で取水が予定(計画)されている量
 上表数値は、調査を実施した東部19、中部16、西部19の区域の合計値。区域ごとに、揚水量が利用可能量を上回らない管理が求められます。

「“ふじのくに” 森林認証シンポジウム」を開催

「森林認証制度」は、環境や社会に配慮しながら経済的にも持続可能な森林管理が行われていることを、第三者機関が評価・認証する制度です。

県は、森林認証取得の機運向上を図るため、平成27年12月に「“ふじのくに” 森林認証シンポジウム」を開催し、東京大学の井上准教授による基調講演などを行いました。会場には、満員となる330人が来場し、環境と経済を両立させた森林管理への県民の関心の高さが感じられました。



井上准教授による基調講演

県産材を5年間で95,000m³使います！

県は、公共部門において率先して県産材の利用を進めるため、利用目標と取組、推進体制などを定めた「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」を平成28年2月に改定しました。

「森林認証材の利用」と「県産材利用の社会的評価」を新たな取組として追加し、5年間で前計画から10,000m³上乗せした95,000m³（「このはなアリーナ」で使用した木材の約100倍に相当）の県産材利用に取り組んでいきます。



草薙総合運動場体育館「このはなアリーナ」
(静岡市駿河区)

自然共生社会に向けた取組

ヒメヒカゲを「指定希少野生動植物」に追加しました。

県内の絶滅の危機にある野生動植物をまとめた「静岡県版レッドデータブック」で絶滅危惧種とされたもののうち、生息・生育環境の急速な悪化により特に早急な保護が必要な種を「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、「指定希少野生動植物」に指定しています。

これまでホテイランや、アカウミガメなど10種を指定してきましたが、平成28年4月1日から昆虫類の「ヒメヒカゲ」を追加し、11種となりました。

今後も希少野生動植物保護監視員や警察などと連携し、希少動植物の保護対策を進めてまいります。



絶滅危惧 A類に指定されているヒメヒカゲ

社会総がかりの景観づくり運動がスタート

県民共有の財産である静岡の美しい景観を守り、育て、後世に引き継いでいくために、県民、事業者、行政が一堂に会し、「美しい静岡景観づくり宣言」を発表して、社会総がかりの景観づくり運動をスタートさせました。

宣言の実現に向け、県では、新たな景観形成の指針である「ふじのくに景観形成計画」を策定し、実効性のある方策を打ち出すことで、全県一体的な景観形成を推進します。



知事、市町長等が「美しい静岡景観づくり宣言」を発表

「ふじのくに美しく品格のある邑」の顕彰

県と県内35市町では、農地や美しい景観、文化・伝統などの地域資源を次世代に継承する活動を行っている集落を「ふじのくに美しく品格のある邑（むら）」とし、現在100の邑を登録しています。また、地域住民主体の先駆的な活動を行っている美しい邑を知事が顕彰しており、18の顕彰邑が誕生しています。本年度は、より一層の「県民のみなさまの邑へのご理解」をいただくため、「しずおか農山村サポーター『むらサポ』」の募集を開始しました。



美しい農村を次世代に！「ふじのくに美しく品格のある邑」の顕彰

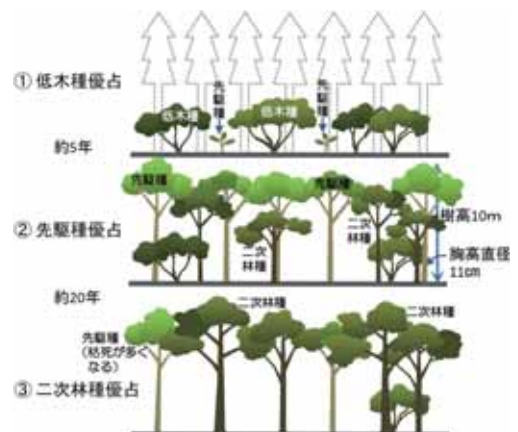


人工林の天然更新について調査を行いました。

近年、人工林の伐採後、植林せずに天然更新に任せるケースが増えてきていることから、皆伐後に植林されなかった人工林について、県内各地の70箇所余りを調査しました。

その結果、シカの生息密度が極めて高い伊豆半島の一部では食害により裸地化している箇所もあり、シカ対策が必須である一方、それ以外の多くの箇所では広葉樹林化が進み、土砂流出などの問題も発生しておらず、天然更新が概ね成功していることが分かりました。

皆伐後の天然更新の模式図
20年程度で樹高10m、胸高直径11cmくらいの広葉樹林になる



田子の浦沖で海底湧水を発見

富士山からの地下水は生活・産業の基盤であるばかりでなく、水循環の末端である海底湧出地下水はサクラエビ等生態系（生物資源）に大きな影響を与えているとされています。しかし富士山からの地下水の海底からの湧出は、これまで確認されていませんでした。環境衛生科学研究所では田子の浦沖水深130mにおいて海底湧水を発見し、採水・水質分析により富士山系の地下水であることを確認しました。富士山や駿河湾の保全に役立てていきます。



噴流状の海底湧水

新たな計画の策定

改定版第3次静岡県環境基本計画

東日本大震災を契機として、エネルギー供給等の課題やPM2.5等の新たな大気汚染の顕在化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。そこで、平成28年3月に、平成32年度までの県の環境施策の方向性を示す「第3次静岡県環境基本計画」の見直しを行いました。新たに策定した計画では、環境の理想郷“ふじのくに”の創造～将来世代に引き継ごう「やすらぎと活力のある社会」～を基本目標に、双方向コミュニケーションによる環境に関する情報発信の強化や、環境教育に携わる人材育成に重点を置き、取り組んでいきます。

今後は、本計画に基づき、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの変革を進めるとともに、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に向けた施策を展開します。



普及版冊子

第3次静岡県循環型社会形成計画

本県では、平成18年度から第1次、平成23年度からは第2次の「静岡県循環型社会形成計画」により、3R（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））の推進や廃棄物の適正処理の取組を進めており、循環利用される物の量は増加、廃棄物排出量や最終処分量は減少してきました。

平成27年度には、第2次計画の進捗状況を分析しつつ、平成28年度を開始年度とする「第3次静岡県循環型社会形成計画」を策定しました。本計画では、環境と経済が好循環するイメージをupcycle（アップサイクル）という言葉で表現し、「あーす（明日・Earth）のために“もったいない!!”衣・食・住でごみ削減」をキャッチフレーズに、「県民総参加による循環型社会の形成」に向けた取組を展開していきます。



循環型社会施策の概念図

静岡県エネルギー地産地消推進計画

東日本大震災後のエネルギーを巡る情勢の変化などを踏まえ、平成23年に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」を見直しました。これにより、平成32年度の新エネルギー等の導入量を平成26年度比で倍増することを目指します。

また、小規模分散型エネルギー体系への転換に向けて「静岡県エネルギー地産地消推進計画」を策定しました。エネルギーの効率利用の取組など需要と供給の両面から“エネルギーの地産地消”を進めていきます。



農業用水を活用した小水力発電西方発電所（菊川市）

第 1 章

静岡県の 環境の現状と 施策の実施状況

第1章 静岡県の環境の現状と施策の実施状況

I ライフスタイル・ビジネススタイルの変革

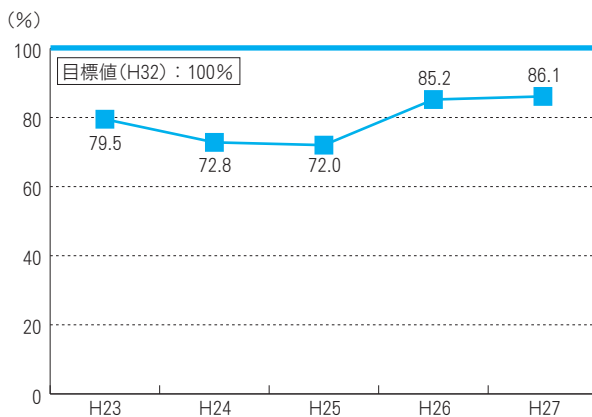
現 状

平成27年度の県政世論調査では、日頃から環境保全活動を実践している県民の割合は、86.1%と、前年度の85.2%から0.9ポイント向上した。一方、全く実施していない県民の割合は、前年度と変わらず1.3%であった。家庭や事業所での節電や省エネ意識は定着しつつあるが、温室効果ガス排出抑制に配慮しつつ、経済活動も発展させていく必要があることから、引き続き、一人ひとりの様々な環境配慮行動の定着が求められる。事業所においては、従来から環境への配慮の意識が高いことなどにより、県内のエコアクション21の認証事業者数は、平成27年度末現在960事業所で、都道府県別で全国1位を維持している。

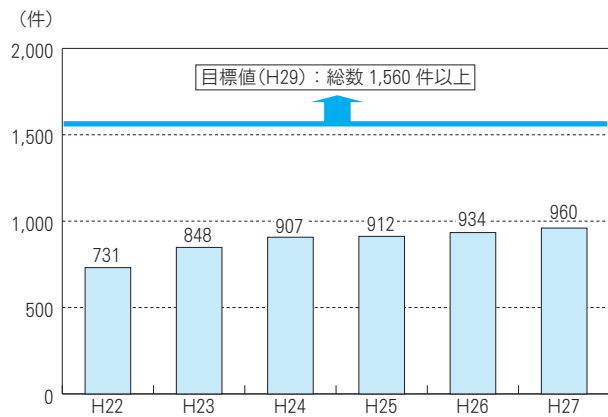
平成28年3月末現在で、「しずおか未来の森サポーター」企業は116社と、平成21年度の22社から着実に増加しており、県民参加の森づくりへの理解と機運の醸成が進んでいる。

ライフスタイル・ビジネススタイルの変革：主な環境指標の動向

環境保全活動を実践している県民の割合



エコアクション21認証取得事業所数



施策の展開

環境学習フェスティバルの実施

- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等55団体が参加。
- ・平成28年1～2月の間に、92の環境学習会を実施。

環境教育ネットワーク推進会議の開催

- ・伊豆・東部、中部、西部の3地域で146団体が参加。
- ・企業やNPO、社会教育施設、行政等の多様な主体が連携する環境教育・環境学習の新たな体制を構築。

静岡県環境学習コーディネーターの活用

- ・17人（平成28年3月現在）の「静岡県環境学習コーディネーター」が環境教育・環境学習の様々な相談に対応。



ネットワーク推進会議の様子

企業の森づくり活動の支援

- ・平成28年3月末までに「しずおか未来の森サポーター」として森づくり活動を希望する企業39社と協定を締結し、森づくり活動を促進。
- ・通常用の紙代に未利用材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体などが購入し、上乗せした費用により間伐材を搬出し、森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」に平成28年3月末で77の企業や団体が参加。



新規サポーターとの協定締結式

エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場や事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式において評価項目とし、エコアクション21、ISO14001の認定取得を促進。

事業者の先進事例の広報等による環境配慮型経営の促進

- ・地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった4団体を表彰。

リサイクル認定製品の公共工事等における利用促進

- ・土木・農林事務所発注の38工事で「静岡県リサイクル認定製品」を使用。
- ・平成27年10月に名古屋で開催された、「建設技術フェア2015 in中部」において制度や認定製品を紹介。



建設技術フェア2015in中部

新エネルギー技術セミナーの開催

- ・水素エネルギーと燃料電池について、最新研究動向や製品開発に求められる部品・技術ニーズなどを紹介する「新エネルギー技術セミナー」を開催。

新技術の製品化に向けた開発等への助成

- ・産学官が連携して取り組む、太陽エネルギーや小水力エネルギー等を活用した新技術・新製品等の研究開発を支援する「新エネルギー活用研究開発事業費助成」として県内中小企業3社に助成。
- ・研究開発成果を活用した製品化を支援する「事業化推進助成」として、環境分野4社（内 次世代自動車分野2社）に助成。

新技術製品等の販路開拓支援

- ・世界最大級のエネルギー総合展「スマートグリッドEXPO」に、県内企業4社が出展し、140件の商談を実施。
- ・「全日本学生フォーミュラ大会」において県内企業が開発した小型EV等を展示。

II 低炭素社会に向けた取組

現 状

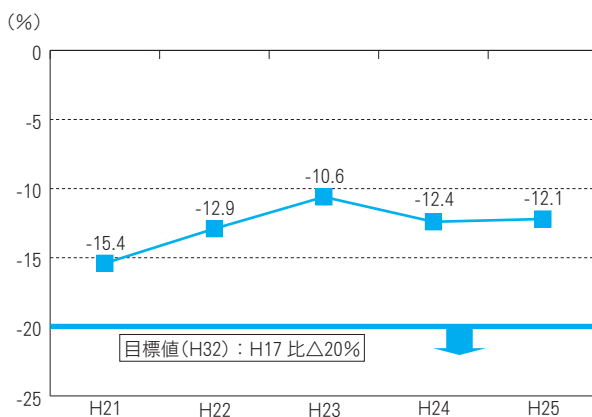
平成25年度（速報値）における県内の温室効果ガスの排出量は、33,790千トンとなり、平成26年度に改定した「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の基準年度である平成17年度に比べ12.1%の減少となっている。「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を計画的に進めている。

平成23年3月に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」を、これまでの進捗状況や東日本大震災後のエネルギーを巡る情勢の変化などを踏まえ、平成28年3月に改定した。従来の一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消を実現するため、県内の豊かな自然資源や多様な地域特性を最大限に生かし、新エネルギー等の一層の導入を推進している。

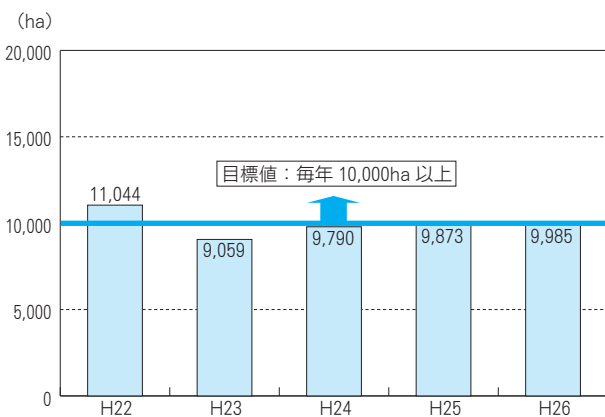
静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万9千ha、国有林が9万haである。森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全や水資源の涵養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、多面的な機能を有している。県では、二酸化炭素吸収源として認められる森林を確保するため、平成25年度に「静岡県特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を定め、森林整備を推進している。

低炭素社会に向けた取組：主な環境指標の動向

県内の温室効果ガス（二酸化炭素等6種）排出量の削減率



森林整備面積



施策の展開

ふじのくにエコチャレンジの展開

- ・家庭、事業所による地球温暖化防止に向けた取組の“約束”を広く募集・公表し、優秀な取組を表彰するエコチャレンジTRY事業に、755チーム95,457人が参加。
- ・「ふじのくにエコチャレンジ」全体では、164,361人が参加し、約2,551トンの二酸化炭素を削減。

温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行促進

- ・平成26年度の温室効果ガス排出状況は、総排出量は10,361千トン - CO²で、基準年度（平成25年度）に対して25千トン - CO²の減少、率にして0.2%減少。

中小企業等の省エネルギー化の促進

- ・エコアクション21又はISO14001の認証を取得している県内事業所が行う、温室効果ガス削減が見込まれる設備の更新・改修を対象にして、平成27年度は8件の助成を実施。

県における地球温暖化対策の率先取組

- ・平成27年3月に策定した「新しずおかエコオフィス実践プラン」により、県庁から排出される温室効果ガス排出量の削減を推進。

地下水を活用した熱交換システムの普及

- ・富士山周辺の地域特性を活かした、地下水熱交換システムの普及を図るため、平成27年度は、導入システムの現地見学を実施するとともに、導入事例の省エネ効果の報告を実施。

太陽エネルギーの公共施設への導入

- ・平成27年度は、ふじのくに地球環境史ミュージアム及び防災拠点や避難所となる市町の施設等へ、太陽光発電施設を導入。また、県有施設において、民間事業者による太陽光発電導入事業を推進。

環境にやさしい自動車社会の構築

- ・環境負荷の少ないEVやPHVなどの次世代自動車の普及を促進。
- ・EVやPHVの充電環境と利便性の向上を図るため、充電器の位置情報の配信、県施設等での充電器の一般開放などを実施。
- ・伊豆半島地域において、EV・PHVの利用を促進するため、利用者への優待サービスを設けるなど、環境に優しいエコリゾートとしての魅力を発信。

県内のEV・PHV・電動二輪の普及状況（台）
（平成28年3月現在）

車種	台数
EV	3,499
PHV	1,547
小計	5,046
電動二輪	1,231
計	6,277

電動二輪は平成28年4月1日現在

緑化関係団体と連携した公共的空間の緑化の推進

- ・（公財）静岡県グリーンバンクと連携し、県民参加により公共的空間の緑化を推進するため、緑化ボランティアへの活動費支援（152団体）や、緑化資材（延べ8,188団体）を配布。
- ・芝生文化創造プロジェクトとして、県芝草研究所による常緑で管理しやすい芝生の研究調査や、（公財）静岡県グリーンバンクと連携した保育園などの公共的施設のモデル的芝生化の支援（7件）、芝生管理を行う人材養成のための研修（5回）を実施。



園庭の芝生化

森林整備の推進

- ・「静岡県特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」に基づき、8,500ha/年を実施することとし、さらに主伐後の再造林等を含む森林整備全体として10,000ha/年の整備を推進し二酸化炭素の吸収源を確保。

Ⅲ 循環型社会に向けた取組

現 状

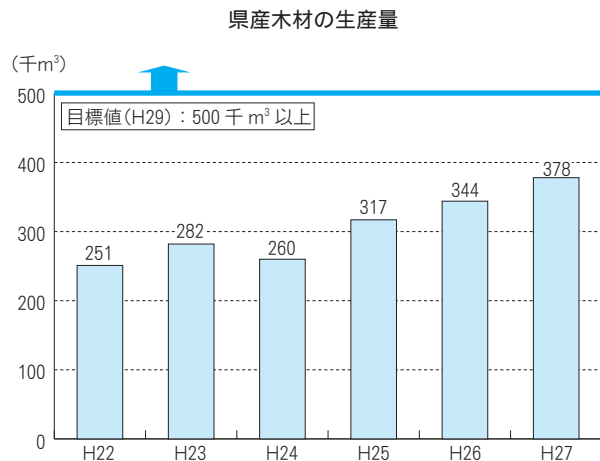
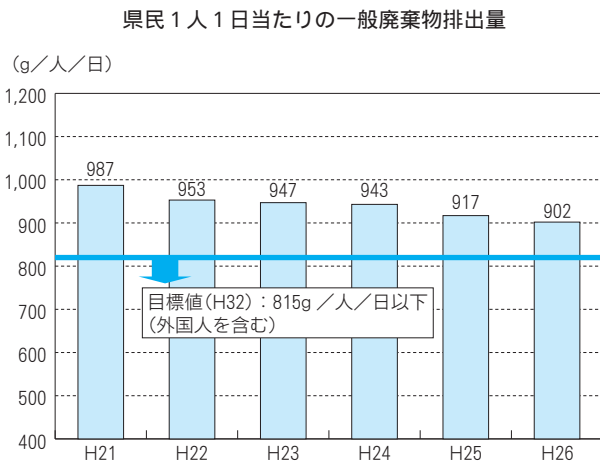
本県の平成26年度の一般廃棄物排出量は約124万8千トンで、これは県民（外国人を含む）1人1日当たり902グラムのごみを排出したことになり、前年度の917グラムから15グラム減少した。

また、平成26年度の産業廃棄物排出量は、1,009万トンで、前年度の1,086万トンに比べて、約77万トン減少した。

本県の森林のうち、民有林（国有林以外の森林）の約6割は植林され、育てられた人工林である。スギ、ヒノキ人工林の約9割は、木材として利用可能となる40年生を超えており、人工林から生み出される木材は、再生産可能な資源であることから、その循環利用が期待されているが、林業生産活動の停滞により、その資源量に見合った十分な利用がされていない。

平成26年の県内の水の年間需要量は、約40.6億 m^3 で、昭和45年の55.2億 m^3 から26.4%の減少となっているが、しばしば渇水が発生する水系もあることから、引き続き水の大切さなどについての啓発が必要である。

循環型社会に向けた取組：主な環境指標の動向



施策の展開

“もったいない”精神を高揚する各地域におけるリーダーの養成

- ・各地域の実情に即した啓発教室が実施できるよう、市町等の職員を対象に、体験型学習の指導法を習得できる廃棄物・リサイクル学習指導法講座を開催。

エコショップ宣言制度の拡大

- ・消費者と、小売店、飲食店、ホテルなどの事業者とを結び「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成23年から実施。各種イベント等での広報による新規登録店舗の拡大、専用ホームページでの登録店舗紹介、優秀店舗の表彰を行った。
- ・平成27年度は873店舗まで登録が拡大。



体験学習の指導法講座

県による率先行動

- ・平成27年度から、取組の重点を私物ごみ持ち帰り運動から分別の徹底に移し、特に雑紙やプラスチック類の分別徹底に取り組んでいる。
- ・上記取組の結果、県庁の関係課で構成する「ごみ削減ワーキンググループ」が目標として掲げた「可燃物排出量の平成26年度より削減」に対し、平成27年度実績は平成26年度比で4.1%削減。

排出事業者等への指導や監視

- ・健康福祉センター及び産業廃棄物特別監視員により、排出事業者及び処理業者に対する立入検査を実施。
- ・産業廃棄物が適正に処理されるよう違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を実施。

森林技術者の育成確保

- ・林業の基本的な技術と知識を有する者に対し、現場技術や現場管理能力の習得等を支援した結果、平成27年度末までに483人の適正な森林管理を担う森林技術者を育成。
- ・就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」や就業希望者が林業の仕事を体験する「しずおか森林の仕事体験会」等を開催した結果、平成27年には新たに83人が新規に就業。

品質の確かな製材品の利用拡大

- ・「しずおか優良木材」や県産材のJAS製品などを使用した住宅の新築、増改築、または住宅のリフォームを行う県民に対して、その住宅取得にかかる費用の一部を助成（平成27年度 864棟）。
- ・住宅施工者を「しずおか木の家推進事業者」として登録（平成27年度末 999者）し、県産材を使用した木造住宅の広報マンとして営業を展開。

地下水位や塩水化などの監視

- ・県内13地域の156か所で地下水位観測調査を実施（平成27年）。ここ10年の地域ごとの変動は、浜名湖西岸地域で上昇傾向、その他の地域で横ばい傾向。
- ・県内10地域318か所で地下水の塩水化調査を実施（平成27年）。塩水化（イオン濃度が200mg/ℓ超）が観測された井戸が35か所あり、うち14か所では1,000mg/ℓを超える高い濃度を観測。
- ・沼津三島地域で地盤沈下調査を実施（平成27年度）。最大沈下量は3.3mm/年。（環境省の公表基準は年間20mm以上の沈下）

地盤沈下・塩水化等の地下水障害の防止

- ・平成25年度から平成27年度に地下水系ごとの地下水の利用可能量を把握する地下水賦存量調査を実施。調査結果を基に、地下水の保全と利用の両立のための地下水管理のあり方を検討。

雨水・再生水の利用普及などの水の循環利用の促進

- ・小学生対象の「水の出前教室」を始めとした様々な啓発事業を実施。
- ・「静岡県の湧き水」情報を県のホームページから発信。



水の出前教室

IV 自然共生社会に向けた取組

現 状

森林が県土の約3分の2を占め、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれるなど、全国に誇る自然環境を有している。

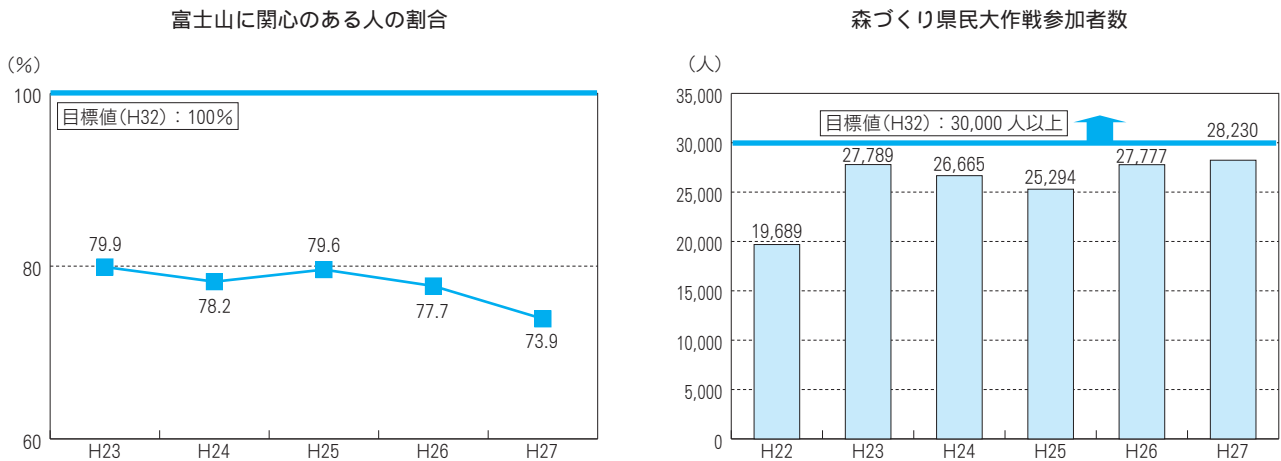
「富士山に関心のある人の割合」は、県政世論調査において数値を把握しているが、平成27年度は73.9%と7割台を維持したものの、2年連続で前年度を下回る状況であった。

本県は、豊かな自然に恵まれ、全国でも有数の豊かな生態系を誇り、植物は3,499種、動物は7,187種の生育が確認されている。

県内の陸域・淡水域に生育又は生息する動植物8分類群を対象とした調査結果では、確認された種の約1割に当たる1,048種が絶滅のおそれがあるとされている。

県民が豊かな自然と身近にふれあう機会を増やすため、県民の森をはじめ、県立森林公園など7か所の自然ふれあい施設を設置。春と秋の各3ヶ月間を重点期間とした森づくり県民大作戦を通年で開催しており、平成27年度の参加者数は2万8千人を超えた。

自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向



施策の展開

森の力再生事業の実施

- ・森林が持っている土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難な森林で、緊急に整備が必要な荒廃森林について森林（もり）づくり県民税を充当し、「森の力」の回復に必要な森林整備を促進。
- ・平成27年度に1,538ha整備し、事業を開始した平成18年度から10年間で12,374ha実施。

多様な主体との協働による富士山の自然環境保全対策の推進

- ・富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯（三保の松原は除く。）並びに保全管理区域に不法投棄され、かつ原因者が不明又は死亡等により撤去の見込みがない産業廃棄物の撤去活動を行う非営利団体及び市町（政令市を除く。）に対する助成制度を設置。
- ・県では、登山者に対しごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、富士山麓周辺の道路沿いにおいて「富士山ごみ減量大作戦」として公募ボランティアの協力を得た清掃活動を実施。
- ・富士山麓の周辺道路において、外来植物等の分布状況等を調査したほか、専門家による指導のもとボランティアとの協働により、外来植物の駆除を実施。

南アルプスにおける自然環境保全とユネスコエコパークの推進支援の取組

- ・管理運営主体の関係10市町村の取組を、山梨、長野両県と連携して支援。

指定希少野生動植物の指定

- ・静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、淡水魚類のカワバタモロコ、ヤリタナゴを指定希少野生動植物として指定し、平成27年4月1日から採取や損傷などを禁止。平成28年4月には、新たに昆虫類のヒメヒカゲを指定。

生態系に悪影響を与えるおそれのある野生鳥獣の個体数調整

- ・生息数が増えすぎたニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、被害の軽減を図るため、平成27年度は、伊豆地域で8,046頭、富土地域では5,274頭を捕獲。

鳥獣被害対策総合アドバイザーの育成

- ・各地域の被害状況に即した総合的な被害防止対策を指導できる「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」の養成を進め、平成27年度までに362人を養成。

ユネスコグローバルジオパーク認定に向けた取組支援

- ・ユネスコグローバルジオパーク認定を目指す伊豆半島ジオパーク推進協議会に対して支援を実施。
- ・平成27年度は、事務局・展示案内・研究機能等を備えた中央拠点施設「伊豆半島ジオパークミュージアム“ジオリア”」の整備に対して支援を実施（平成28年4月2日開館）。

協働による農地等の保全活動の促進

- ・「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しずおか運動」などの多様な主体の参画による農地保全活動を促進。平成27年度には「ふじのくに美農里プロジェクト」に209組織が取り組み、「一社一村しずおか運動」では、平成28年3月末までに41の活動が認定。

地産地消の推進

- ・「ふじのくに地産地消週間（毎月19日～23日）」を中心に、シンボルマーク等の活用を通じて民間が行う地産地消の取組を支援。
- ・2月と8月を地産地消強化月間として量販店等での地産地消フェアの開催を促進し、平成27年度は延べ488店舗が参加。
- ・静岡みかんパートナークラブによる「ふじのくに食の都の祭典」での体験講座の開催など、広く消費者へ県産食材の魅力を発信するメッセンジャーを育成する取組を実施。



みかんを使った体験講座
「ふじのくに食の都の祭典」

IV 自然共生社会に向けた取組（良好な生活環境の確保）

現 状

炊事、洗濯、風呂等日常生活に伴って排出される生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等生活排水処理施設の整備が有効であるが、本県の汚水処理人口普及率（汚水処理人口 / 行政人口）は、平成26年度末においては、全国36位で77.8%にとどまっており、全国平均の89.5%を下回っている。

平成27年度の生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、河川98%、湖沼50%、海域90%であった。

近年、企業の工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により土壌汚染が顕在化している。平成27年度末の、県内における土壌汚染の事例数は法対象外も含めて164件で、そのうち浄化対策が終了したものは107件となっている。

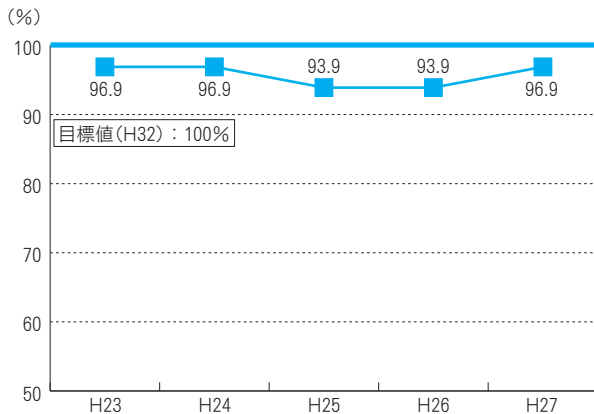
平成27年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の環境基準の達成率は、100%となった。しかし、光化学オキシダントは有効測定局43局すべてで環境基準を達成できなかった。

自動車騒音については、平成27年度、面的な評価を実施した結果、233,620戸中223,108戸（適合率95.5%）で環境基準を達成した。

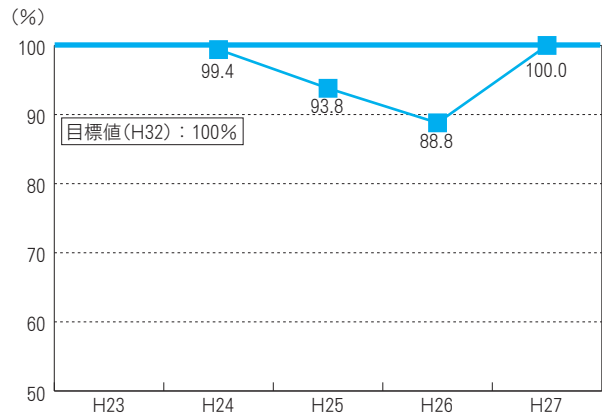
うるおいのある豊かな生活環境を求める県民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心も拡大している。平成27年度の県政世論調査では「身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は54.8%となり、基準年である平成25年度の48.0%から6.8ポイント増加した。

自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向

河川、湖沼の水質（BOD、COD）に係る環境基準達成率




大気（5項目）に係る環境基準達成率



施策の展開

適切な生活排水処理施設整備の推進

- ・国の浄化槽設置整備事業及び県費補助事業（政令市は県費補助対象外）を利用し、平成27年度には、33市町が4,539基に対して補助を実施。
- ・合併処理浄化槽の機能を適正に発揮させるために必要な保守点検、清掃、法定検査を、管理者責任を負う設置者が確実に履行するよう、講習会や県ホームページ等で周知。



**浄化槽をお持ちの方は、
次の3つが法律で、
義務付けられています！**

1. 保守点検の実施
(年に3～4回以上)
2. 清掃の実施 (年に1回以上)
3. 法定検査の受検 (年に1回)

水環境を守るため、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を必ず行ってください

工場・事業所への自主管理の促進や常時監視の強化

(環境水域における保全対策)

- ・国及び県は、42河川、2湖沼、海域について環境基準の類型を設定。
- ・県は、平成17年から平成23年に、水生生物の保全に係る環境基準の類型について、40河川、1湖沼58水域について調査・解析を行い、平成25年度までに類型指定を設定。浜名湖水域は、類型を平成28年度から設定。

(環境大気に係る対策の実施)

- ・一般環境大気測定局58局と自動車排出ガス測定局10局を設置し、平成23年度から追加した微小粒子状物質（PM2.5）を含む6項目について常時監視を実施。監視・測定結果は、毎年度定期的に公表。

大気汚染の監視と健康被害の未然防止

- ・紫外線が強く気温も高い5月1日から9月30日までの間は、光化学オキシダントが発生しやすいことから、毎年市町の協力を得て、光化学オキシダントの監視体制を強化。
- ・期間中は、光化学発生オキシダントの発生状況を予測し、その内容を「光化学オキシダント情報」として提供。
- ・必要に応じて、大気汚染防止法で規定された緊急時の措置（注意報等の発令等）を行い、県民の健康被害を未然に防止。

緑化を実践する人づくりの推進

- ・（公財）静岡県グリーンバンクの実施する緑化事業への助成を通じ、県民に緑の大切さの普及啓発や県民の緑化活動への技術的支援を行うとともに、緑化ボランティアの養成研究や緑化活動を支援。平成27年度は、延べ8,340団体の緑化活動の支援を実施。

環境影響評価の推進

- ・大規模な開発事業の実施に際し、環境の保全に適切な配慮がなされるよう、事前に環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴くなど十分な環境保全措置を講じるよう環境影響評価を実施。
- ・本県では、環境影響評価法の対象事業に加え、環境影響評価法の対象に満たない規模や対象外の事業について、静岡県環境影響評価条例の対象とし、県内で実施される大規模開発事業について幅広く環境影響評価を実施。
- ・平成27年1月から「工場等の建設のうち」、燃料の全てにバイオマスを使用する場合に限り、アセスメント対象要件の排出ガス量を緩和。

試験研究機関の連携による研究の推進

- ・本県の新たな成長に貢献し、環境保全や県民の健康増進、ユニバーサルデザインの導入などの重要な政策課題を技術的に解決するため、異なる技術分野の相互連携など試験研究機関の枠を越えた「新成長戦略研究」を実施。

第 2 章

静岡県環境基本 計画の進捗状況

第2章 静岡県環境基本計画の進捗状況

環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、県では、平成28年3月に、改定版第3次静岡県環境基本計画を策定した。同計画では、18項目の環境指標を設定し、計画の進捗状況を把握している。

1 静岡県環境基本計画の進捗状況の評価

(1) 評価区分の状況

18項目の環境指標による評価は、下表のとおり。

区分	評価区分						計
	目標値以上	A	B	C	基準値以下		
ライフスタイル・ビジネススタイルの変革			1	1			2
低炭素社会に向けた取組			3			1	4
循環型社会に向けた取組	1	1	2		1		5
自然共生社会に向けた取組	2	1	1(0)	1	2		7(6)
計	3	2	7(6)	2	3	1	18(17)

() は再掲指標を除いた数

評価区分の見方は、下表のとおり。

区分	達成状況区分の判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの
	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

平成29年度に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。

(2) 指標の評価区分

指標 (単位)	(年度) 基準値	(年度) 現状値	(H29目標) H32目標値	区分
ライフスタイル・ビジネススタイルの変革				
環境保全活動を実践している県民の割合 (%)	(H25年度 県政世論調査) 72.0%	(H27年度 県政世論調査) 86.1%	100.0%	B
エコアクション21認証取得事業所数 (件)	(H24年度) 907件	(H27年度) 960件	(1,560件)	C
低炭素社会に向けた取組				
県内の温室効果ガス排出量の削減率 (H17比) (%)	(H23年度) 10.6%	(H25年度) 12.1% (速報値)	20%	B
新エネルギー等導入量 (原油換算: 万kl) 1	(H26年度) 80.5万kl	(H26年度) 80.5万kl	(121.5万kl)	
身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思ふ県民の割合 (%)	(H25年度 県政世論調査) 48.0%	(H27年度 県政世論調査) 54.8%	80%	B
森林整備面積 (ha / 年)	(H24年度) 9,790ha	(H26年度) 9,985ha	(10,000ha)	B
循環型社会に向けた取組				
一般廃棄物排出量 (1人1日当たり) (g / 人・日)	(H24年度) 943g / 人・日	(H26年度) 902g / 人・日	815g / 人・日	A
産業廃棄物最終処分率 (%)	(H24年度) 5.3%	(H26年度) 1.7%	1.8%	目標値以上
下水汚泥のリサイクル率 (%)	(H24年度) 96.1%	(H27年度) 91.5%	(98.0%)	基準値以下
県産木材の生産量 (m ³)	(H24年) 260,457 m ³	(H27年) 378,010 m ³	(500,000 m ³)	B
水道法水質基準不適合件数 (件)	(H24年度) 7件	(H27年度) 3件	0件	B
自然共生社会に向けた取組				
生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等の維持 (ha)	(H24年度) 90,079ha	(H27.4.1) 90,346ha	90,346ha	目標値以上
富士山に関心のある人の割合 (%)	(H25年度 県政世論調査) 79.6%	(H27年度 県政世論調査) 73.9%	100%	基準値以下
身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思ふ県民の割合 (%)	(H25年度 県政世論調査) 48.0%	(H27年度 県政世論調査) 54.8%	80%	B
森づくり県民大作戦参加者数 (人)	(H24年度) 26,665人	(H27年度) 28,230人	30,000人	A
森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積 (ha)	(H24年度) 214,102ha	(H26年度) 231,761ha	(300,000ha)	C
河川、湖沼の水質に係る環境基準 (BOD、COD) の達成率 (%)	(H24年度) 96.9%	(H27年度) 96.9%	100%	基準値以下
大気に係る環境基準 (SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPM、PM2.5) の達成率 (%)	(H24年度) 99.4%	(H27年度) 100.0%	100%	目標値以上

1 平成28年度から指標変更

2 環境指標は、静岡県総合計画 (後期アクションプラン) の数値目標と同様

(3) 評価と今後の方針

ライフスタイル・ビジネススタイルの変革

- ・普及啓発の取組等により、環境保全活動を実践している県民の割合は、順調に推移している。
- ・若年層をターゲットに環境に関する情報発信を強化していくとともに、環境教育の充実を図る。
- ・「中小企業エコアクション21推進事業」による省エネ診断などにより、エコアクション21の新規認証取得や省エネ設備への更新を促進し、中小企業等の意欲的な取組を支援していく。

低炭素社会に向けた取組

- ・「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に基づく温室効果ガス排出抑制対策の推進等により、「県内の温室効果ガス排出量の削減率」は順調に推移している。
- ・スマートコミュニティの形成や未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立など、4つの取組方針に従って施策を推進し、県内から排出される温室効果ガスの排出削減を図る。

循環型社会に向けた取組

- ・県民や事業者の環境に配慮した取組によって、「一般廃棄物の排出量（1人1日当たり）」は順調に推移している。
- ・『あーす（明日・Earth）のために“もったいない！！”「衣・食・住でゴミ削減」』をキャッチフレーズに、県民総参加での廃棄物の減量化に取り組む。
- ・下水汚泥リサイクル率の向上等に向けて、新技術によるエネルギー利用、他県情報などの収集等を進めていく。

自然共生社会に向けた取組

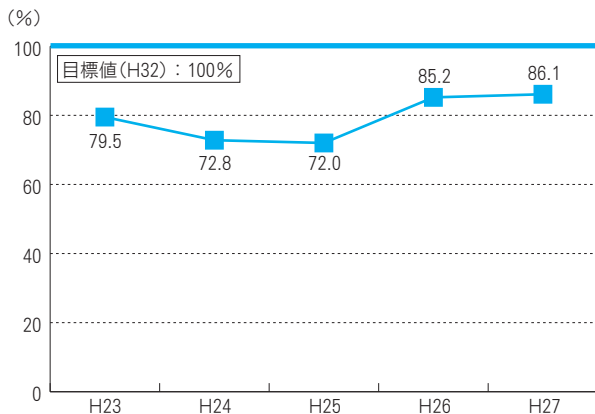
- ・「森づくり県民大作戦参加者数」は順調に推移しているが、「河川、湖沼の水質に係る環境基準の達成率」は環境基準未達成地点が固定化してきているため基準値以下で推移している。
- ・環境基準未達成が継続している河川において、関係機関と連携し原因究明や水質改善対策を進める。また、PM2.5の測定局を追加配備し常時監視体制の充実を図る。

各指標の数値の推移については、次ページ以降のグラフを参照。

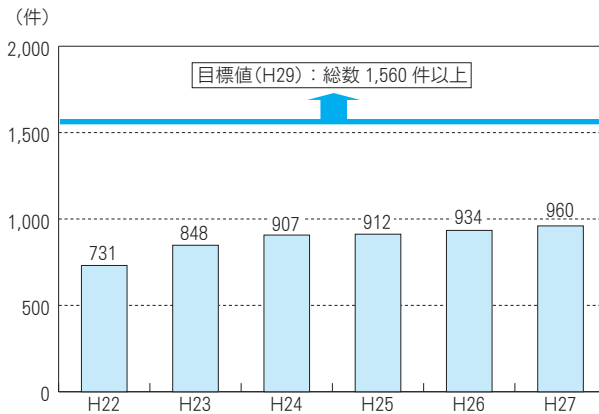
2 環境指標の数値の推移

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

【指標】環境保全活動を実践している県民の割合
「県民意識調査」による節電、リサイクル、自然保護活動など、環境に配慮した暮らし方を実践する人の割合 [評価 B]

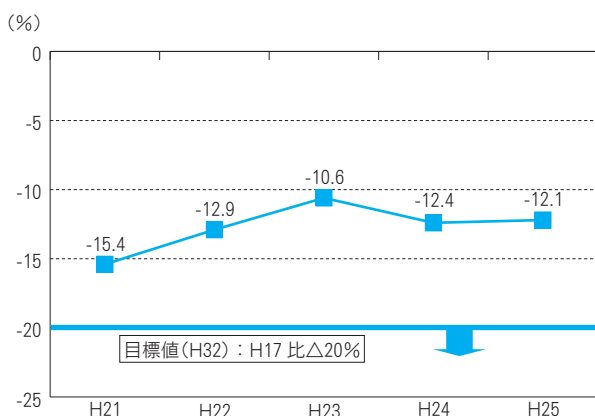


【指標】エコアクション21認証取得事業所数
環境省が策定した中小企業者等でも容易に取り組むことができる環境マネジメントシステムのエコアクション21認証取得事業所数 [評価 C]

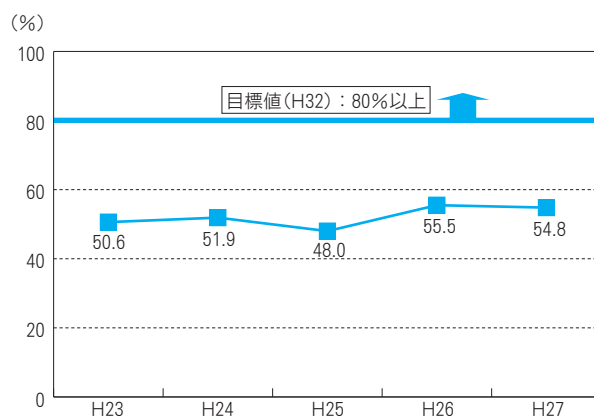


低炭素社会に向けた取組

【指標】県内の温室効果ガス排出量の削減率
温室効果ガス (CO₂等 6種類) 排出量の基準年度 (平成23年度) に対する削減割合 (森林吸収量含む) [評価 B]

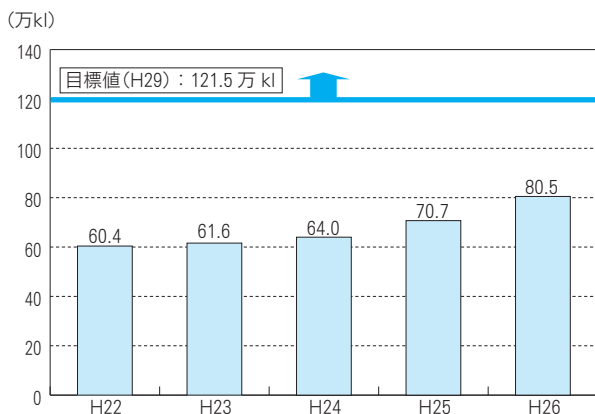


【指標】身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思える人の割合
身近な公共的空間の花や緑の量に対する県民へのアンケートの結果 (この指標としても設定) [評価 B]



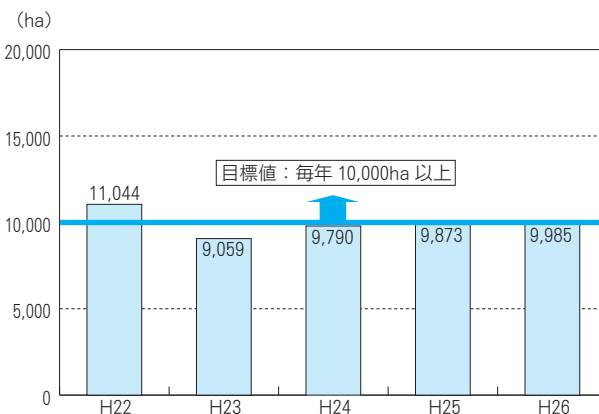
【指標】新エネルギー等の導入量

県内の新エネルギー等導入量 (天然ガスコージェネレーションを含む) の合計の原油換算 [評価 -]



【指標】森林整備面積

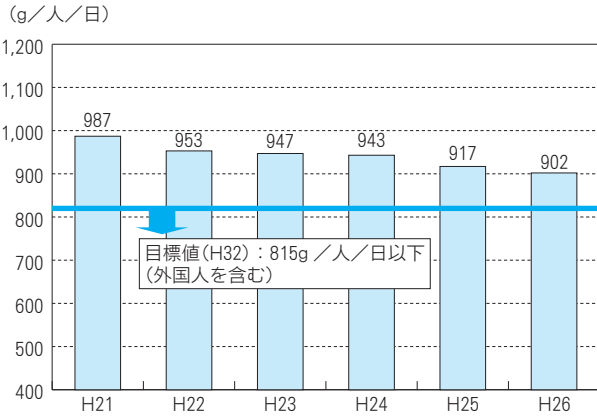
間伐面積と保育面積 (下刈、枝打、除伐) と森の力再生事業により整備した面積の合計 [評価 B]



循環型社会に向けた取組

【指標】県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量
家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生
するごみのうち、産業廃棄物以外のごみの1年間
の合計を、日数及び県民の数で除した量

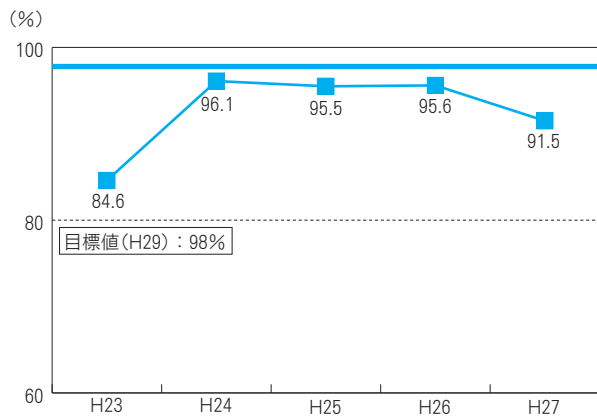
【評価 A】



【指標】下水汚泥のリサイクル率

県内の下水処理場から発生する汚泥が建築資材や
堆肥等にリサイクルされた割合

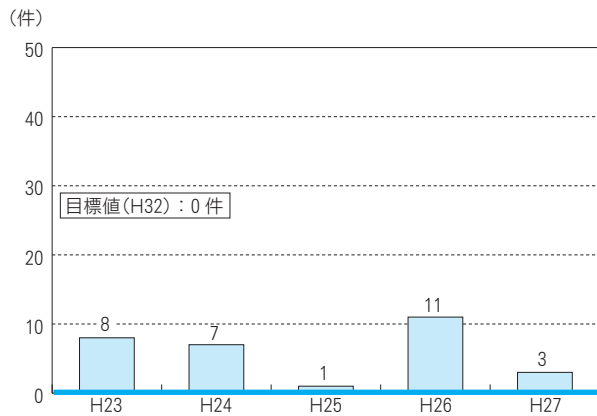
【評価 基準値以下】



【指標】水道法水質基準不適合件数

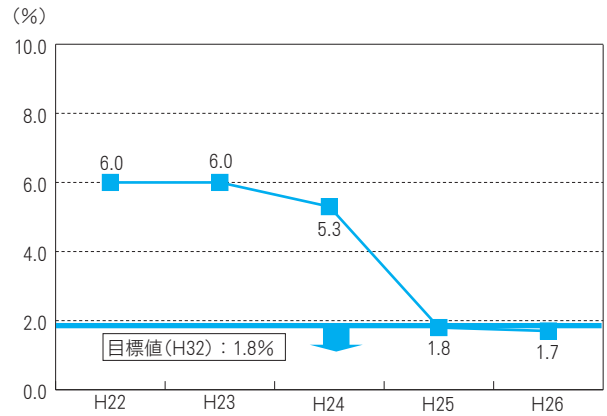
水道施設における水質検査の不適合検体数

【評価 B】



【指標】産業廃棄物最終処分率

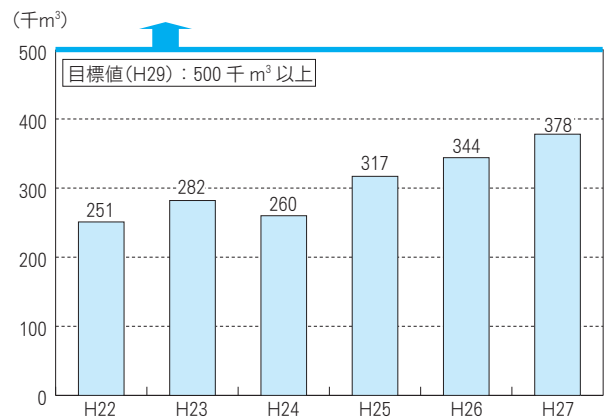
産業廃棄物の1年間の排出量に対する最終処分量
の割合 [評価 目標値以上]



【指標】県産木材の生産量

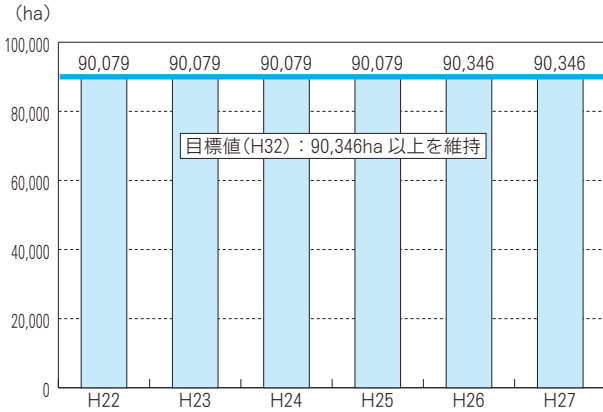
県内の森林から生産された丸太の体積

【評価 B】

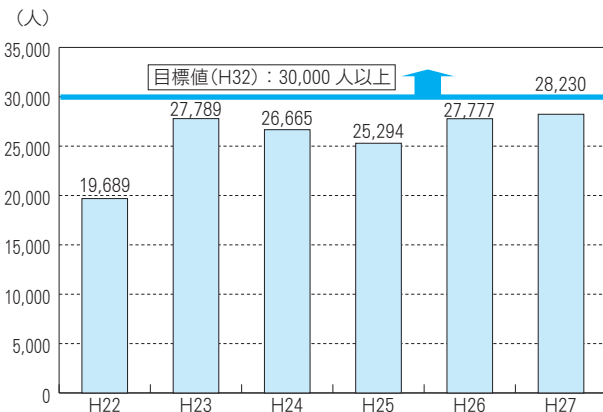


自然共生社会に向けた取組

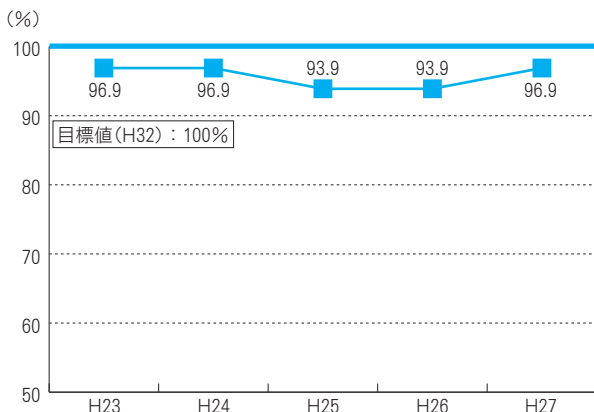
【指標】生物多様性の確保に寄与する自然公園面積等の維持
 自然公園（国立、国定、県立）、原生自然環境保全地域（国指定）、自然環境保全地域（国指定、県指定）、希少野生動植物保護条例による生息地等保護区の面積の合計 [評価 目標値以上]



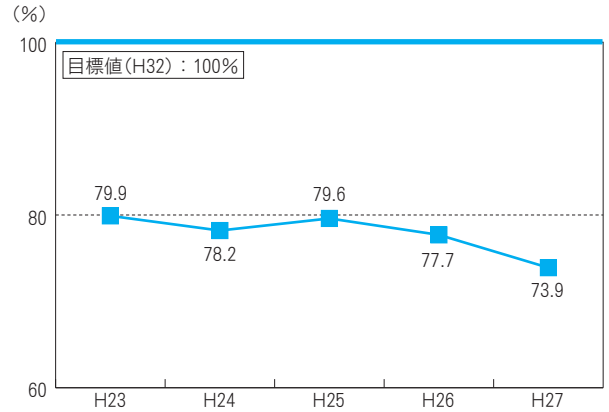
【指標】森づくり県民大作戦参加者数
 森づくり県民大作戦の参加者の延べ人数
 [評価 A]



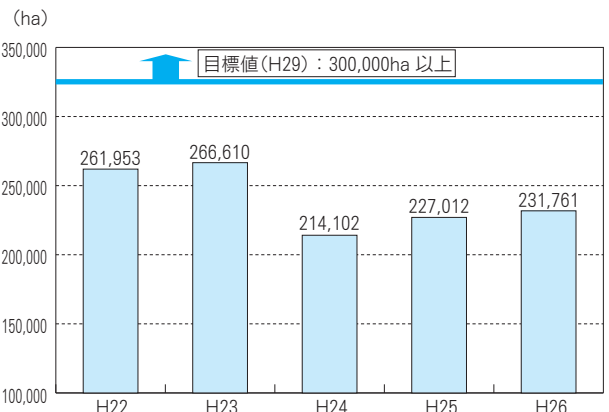
【指標】河川、湖沼の水質に係る環境基準達成率
 公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準の代表指標である生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）を達成した測定地点の割合（環境基準達成地点数÷測定地点数） [評価 基準値以下]



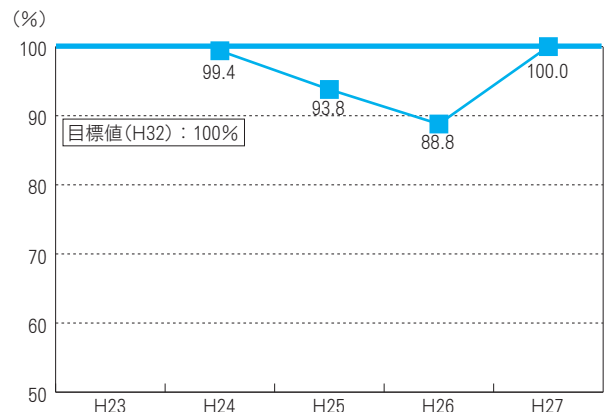
【指標】富士山に関心のある人の割合
 日常生活の中で、富士山について想ったり、考えたりする人の割合 [評価 基準値以下]



【指標】森林の多面的機能の発揮のため適正に管理されている森林面積一定のまとまりをもった森林の経営計画を樹立している森林の面積、保安林など法令等に管理・保全されている森林の面積、公用林及び間伐等の保育を実施した森林の面積の合計 [評価 C]



【指標】大気に係る環境基準達成率
 大気に係るSO₂、NO₂、CO、SPM、PM2.5の環境基準を達成した測定地点の割合（環境基準達成地点数÷測定地点数） [評価 目標値以上]



資 料 編

1 県における環境行政組織

(1) 環境局の組織図（平成28年度）

[本 庁]

環境政策課 総務班 企画班 地球環境班	[局の総括、環境政策の企画・調整、環境学習の支援、地球環境対策の推進] 局内の予算・経理の総括 総合的な企画・調整、環境学習に対する支援等 地球温暖化防止対策の推進
環境ふれあい課 自然ふれあい班 緑化班	[自然とのふれあいの推進、緑化の推進] 森づくりに関する普及啓発、悠久の森の管理等 自然ふれあい拠点づくり、自然とのふれあいの普及啓発等 緑化の推進、環境緑化団体の指導等
自然保護課 自然公園班 鳥獣捕獲管理班 野生生物保護班 富士山保全班	[豊かな自然環境の保全、生物の多様性の確保] 自然公園の計画・許認可、自然環境の保全等 野生動物の捕獲・管理等 野生動植物の保護、狩猟免許等 富士山・浜名湖環境保全対策
廃棄物リサイクル課 資源循環班 産業廃棄物班 不法投棄対策班	[廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理] 3Rの推進、一般廃棄物処理施設の整備支援と適正処理指導等 産業廃棄物関係の許認可と適正処理指導等 産業廃棄物の不法投棄対策等
生活環境課 大気水質班 環境影響評価班	[大気水質等環境保全、有害化学物質対策] 大気汚染防止対策、騒音・振動・悪臭対策、有害化学物質対策 水質汚濁防止対策、土壌汚染対策、有害化学物質対策等 環境影響評価、公害防止計画、公害紛争処理等
水利用課 水利用班 水道環境班	[水資源の確保・安全、水道の安定供給] 表流水利用調整、地下水保全管理、水資源有効利用に関する啓発 水道事業認可、建築物衛生環境確保、遊泳用プール衛生確保等

[出 先]

環境衛生科学研究所

総務課 総務班	人事、予算及び経理総括、財産管理等
企画調整課 企画調整班	研究の調整、知的財産権事務、広報、検査施設の信頼性確保等 環境学習に対する支援等
環境科学部 環境科学班	未規制化学物質に係る調査研究、内分泌かく乱化学物質に係る調査研究 農薬等による環境汚染調査研究、化学物質環境実態調査 富士山の地下水を活用した熱交換システムの普及 水資源を活用した調査研究、外来種の生態調査研究等
微生物部 ウイルス班 細菌班	感染症情報センターの設置による情報提供 ウイルス・リケッチア等の検査・調査研究、感染症発生動向調査等 食中毒・感染症・人獣共通感染症・食品等に関する検査・調査研究等 環境・人等の病原菌の検査・調査研究、貝毒・医薬品等の検査
医薬食品部 医薬班 食品班	医薬品等の理化学的試験検査・調査研究、医薬品製造業者等への技術研修・品質管理指導 ファルマバレープロジェクトに関連した創薬探索研究 農畜産物中の残留農薬等の試験検査・調査研究 生活関連商品の試験検査・調査研究、啓発講座の開催等
大気水質部 水質環境班 大気騒音環境班	公共用水域及び地下水の水質に関する監視・調査研究等 水質事故調査、ダイオキシン類に関する環境監視等 大気環境に関する監視・調査研究等 騒音振動に関する監視・調査研究・指導等、悪臭に関する調査研究・指導等

(2) 附属機関（審議会等）

平成28年8月現在

名称	根拠法令	定員	任期	現員数	審議(調査)事項
静岡県環境審議会	環境基本法第43条 自然環境保全法第51条 第1項	30人以内	2年	20人 ()	環境の保全に関する基本的 事項
企画部会	静岡県環境審議会 条例第5条第1項	-	2年	9人	環境基本計画の推進に関する 事項
水質部会		-	2年	7人	公共用水域の水生生物の保全に 係る水質環境基準の類型指定等 水質汚濁防止に関する事項等
温泉部会		-	2年	10人	温泉法に基づく土地掘削、 増削及び動力装置許可申請 等に関する事項
自然公園 部 会		-	2年	11人	自然公園の公園計画の変更 に関する事項
鳥獣保護 管理部会		-	2年	12人	鳥獣保護管理事業計画及び特定 鳥獣保護管理計画の策定、変更 等鳥獣保護管理に関する事項
希少野生 動植物 保護部会		-	右記の調査審議 が終了したとき、 又は2年	6人	希少野生動植物の保護に関 する事項
静岡県 公害審査会	公害紛争処理法第13条 静岡県公害紛争処理条例 第2条	9～15人	3年	12人	公害の紛争処理
静岡県 環境影響 評価審査会	静岡県環境影響評価条例 第46条	15人以内	2年	15人	開発に係る環境影響評価等 に関する技術的な事項等

委員とは別に、各部会に属する特別委員18人を委嘱。
各部会における委員には重複あり。

2 環境基本条例の構成等

(1) 静岡県環境基本条例の構成

前文 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での私たちの権利であるとともに、良好で快適な環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

第1章 総 則

第1条 目 的

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

第2条 定 義

第3条 基本理念 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
地域特性を生かした自然と人との共生の確保
国際的協力の下での地球環境保全の積極的な推進

第4条 県の責務

第5条 市町の責務

第6条 事業者の責務

第7条 県民の責務

第8条 静岡県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第9条 環境基本計画

第10条 県の施策の策定等に当たっての配慮

第11条 環境影響評価の推進

第12条 規制の措置

第13条 誘導的措置

第14条 公共的施設の整備等の推進

第15条 資源の循環的な利用の促進等

第16条 教育及び学習の振興

第17条 民間団体等の自発的な活動の促進

第18条 情報の提供

第19条 調査及び研究の実施等

第20条 監視、測定等の体制の整備

第21条 公害に係る紛争の処理等

第22条 国及び他の地方公共団体との協力

第3章 地球環境の保全

第23条 地球環境の保全に資する行動指針の策定等

第24条 地球環境の保全に関する国際協力の推進

(2) 環境に関する条例等の体系

静岡県環境基本条例

総合的な
環境対策

静岡県生活環境の保全等に関する条例、静岡県環境審議会条例、静岡県地球環境保全等に関する基金条例 等

循環型社会
の形成

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱、静岡県一般廃棄物処理施設設置の適正化に関する指導要綱、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則 等

健全な水循環
の確保

静岡県地下水の採取に関する条例、静岡県地下水の採取に関する条例施行規則、静岡県工業用水道及び水道給水規程、静岡県工業用水道及び水道施設の維持管理要綱 等

水環境の
保全

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例、浄化槽法施行細則、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則、静岡県流域下水道設置条例、静岡県流域下水道事業特別会計設置条例、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例、畜産経営環境保全総合対策指導事業実施要綱、海水浴場水質保全対策要綱 等

大気環境の
保全

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）、大気汚染緊急時対策実施要綱、光化学オキシダント緊急時対策実施要領 等

騒音・振動
・悪臭対策
の推進

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（再掲） 等

土壌・地盤
環境の保全

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）、静岡県肥料取締規則、静岡県汚染土壌適正処理指導要綱 等

化学物質対
策の推進

静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、食品衛生法施行条例、静岡県食品衛生規則、毒物及び劇物取締法施行細則 等

公害紛争の
適正処理、
公害防止の
推進

静岡県公害紛争処理条例、静岡県公害紛争処理規則、静岡県環境影響評価条例、静岡県環境影響評価条例施行規則、静岡県環境影響評価技術指針、公害審査会運営規程、公害苦情相談員設置要綱、静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲） 等

自然環境の
保全

静岡県自然環境保全条例、静岡県自然環境保全条例施行規則、静岡県文化財保護条例、静岡県立自然公園条例、静岡県立自然公園条例施行規則、静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則、国定公園の事務処理に関する規則、温泉法施行細則、温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県河川愛護奨励規則、静岡県中山間地域等直接支払基金条例、静岡県緑と水のふるさと基金条例 等

森林・林業
の多面的機能
の発揮

森林法施行細則、静岡県森林と県民の共生に関する条例、静岡県もりづくり県民税条例、静岡県森の力再生基金条例、静岡県森林を守り育てる人づくり基金条例、静岡県森林整備地域活動支援基金条例、静岡県林業・木材産業改善資金貸付規程、静岡県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱、林業種苗法関係業務実施要綱、森林病虫害等防除法施行細則、静岡県森林害虫等検査規程、静岡県森林施業団地共同化事業実施要領、静岡県営林規則、静岡県営林規則施行規程、中山間地域林業整備事業実施要領、静岡県営林管理要綱、静岡県営林経営要綱、森林災害予防啓発普及事業実施要領、県営林道事業施行要領、静岡悠久の森管理要綱 等

生物の多様
性の確保

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第14項ただし書等に規定する標識の寸法を定める条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則、静岡県希少野生動植物保護条例、静岡県希少野生動植物保護条例施行規則、静岡県文化財保護条例、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則、静岡県自然環境保全条例（再掲）、静岡県自然環境保全条例施行規則（再掲）、静岡県立自然公園条例（再掲）、静岡県立自然公園条例施行規則（再掲）、静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則（再掲）、国定公園の事務処理に関する規則（再掲）、温泉法施行細則、温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県内水面漁業調整規則、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則 等

自然との
ふれあいの
増進

静岡県立森林公園森の家等の設置及び管理に関する条例、静岡県立森林公園森の家等の設置及び管理に関する条例施行規則、静岡県立自然公園条例（再掲）、静岡県立森林公園設置要綱 等

水と緑の
ふれあい空
間の創造

都市緑地保全法施行細則、静岡県都市公園条例、静岡県都市公園条例施行規則 等

景観・歴史
的文化的環
境の保全

静岡県屋外広告物条例、静岡県屋外広告物条例施行規則、静岡県屋外広告物審議会規則、静岡県風致地区条例、静岡県風致地区条例施行規則、風致地区内における大規模な建築及び宅地造成行為等に関する指導基準、静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例、静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例施行規則、静岡県文化財保護審議会条例、静岡県文化財保護審議会規則、静岡県文化財保護条例、静岡県文化財保護条例施行規則、静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則、静岡県出土文化財の管理等に関する規則 等

地球環境の
保全

静岡県地球温暖化防止条例、静岡県地球温暖化防止条例施行規則、静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）

各主体の自
発的な活動
の促進

環境保全資金貸付金利子補給要綱、静岡県中小企業高度化資金貸付規則 等

土地利用

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱、静岡県土採取等規制条例、静岡県土採取等規制条例施行規則、静岡県土地利用審査会条例 等

3 環境関連個別計画・指針等

【低炭素社会】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画	平成32年度における県内の温室効果ガス排出量を平成17年度比で20%削減するため、行政、事業者、県民等各主体の取組を設定	27年 3月 27年度～32年度	環境政策課
ふじのくに新エネルギー等導入増プラン	新エネルギー等の導入を促進し、平成32年度の新エネルギー等導入量を平成26年度比で倍増とする目標及び導入拡大に向けた取組を設定	23年 3月 28年3月改定 32年度まで	エネルギー政策課
静岡県エネルギー地産地消推進計画	地域におけるエネルギー需給を一体的に捉え、着実な経済成長の下で、エネルギーの効率的な利用と災害に強い地域のエネルギー供給体系を進めるための目標及び取組を設定	28年 3月 32年度まで	エネルギー政策課
新しずおかエコオフィス実践プラン	県庁自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量を平成29年度に平成25年度比で5%削減するための具体的な取組等を設定	27年 3月 26年度～29年度	環境政策課

【循環型社会】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
第3次静岡県循環型社会形成計画	県民総参加による循環型社会の形成を目指して、「あーす(明日・Earth)のために“もったいない!!”衣・食・住でゴミ削減」をスローガンとして、「循環資源3Rの推進」、「廃棄物適正処理の推進」及び「循環型社会を担う基盤づくり」の3つの基本方針を設定	28年 3月 28年度～32年度	廃棄物リサイクル課
静岡県バイオマス活用推進計画	バイオマスの利活用向上を目指すため、利活用率の目標、基本方向等を設定	24年 3月 32年度まで	研究開発課
“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン	公共施設整備と公共土木工事での率先利用、市町、民間部門での利用促進	28年 2月 28年度～32年度	林業振興課
静岡県水利用総合指針	水利用に関わる各分野で水の共通理念を持ち、各種水利用施策の総合的な推進を図るため、本県水利用行政の基本施策とその取り組むべき方向性を示す指針を策定	10年 1月	水利用課
静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	家畜排せつ物を資源として有効活用するために、施設等の整備やたい肥の利用について、目標及び推進方針を策定	28年 3月 28年度～37年度	畜産振興課
静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	P C B廃棄物の適正な保管、確実かつ適正な処理、処理体制の確保を基本方針に設定	18年 3月(27年 5月改定) 18年度～38年度	廃棄物リサイクル課
静岡県災害廃棄物処理計画	大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、県が主に実施すべき事項と考え方を整理し計画を策定	27年 3月	廃棄物リサイクル課

【自然共生社会】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
富士山総合環境保全指針	富士山の環境をより望ましいものとして保全し、世界に誇れる山にするとともに、その恵みを後世に継承することを目的として、保全目標や取組指針等を設定	8年3月 24年3月修正	自然保護課
第11次鳥獣保護管理事業計画	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区等の策定方針など、静岡県野生鳥獣保護に関する施策の方針及び内容をまとめたもの。	24年3月 27年5月29日変更 24年度～28年度	自然保護課
第二種特定鳥獣管理計画 (カモシカ) (第4期)	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、生息頭数が著しく増加している鳥獣に対し長期的な観点から管理を図るために策定するもの。	24年3月 27年5月29日変更 24年度～28年度	自然保護課
第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ) (第3期)	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、生息頭数が著しく増加している鳥獣に対し長期的な観点から管理を図るために策定するもの。	24年3月 27年5月29日変更 24年度～28年度	自然保護課
第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ) (第2期)	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、生息頭数が著しく増加している鳥獣に対し長期的な観点から管理を図るために策定するもの。	24年3月 27年5月29日変更 24年度～28年度	自然保護課
静岡県森林共生基本計画	「森林との共生」による持続可能な社会の実現のための、基本目標、基本方向等を設定	19年3月(26年 6月改定) 18年度～29年度	森林計画課
静岡県保安林機能倍増計画	保安林の量の確保から質の向上へと施策転換を図り、公益的機能の持続的発揮を目指す取組方針等を設定	28年3月 28年度～33年度	森林保全課
静岡県松くい虫被害対策事業 推進計画	公益的機能が高い重要な松林を守るため、保全する松林の区域や保全する松林周辺の樹種転換の推進、徹底的な防除方法などの方針を策定	24年3月 24年度～28年度	森林整備課
ふじのくにの魅力を高める花 と緑のまちづくり計画	「花と緑にあふれた魅力あるまち」の形成を通じ、ふじのくにの魅力を高めることを目的に策定	23年3月 23年度～32年度	環境ふれあい課
静岡県広域緑地計画	一の市町を越える広域的な緑地の配置等、長期的な骨格となる緑地体系と今後の緑化推進の方針を策定	8年3月 27年度まで	公園緑地課
新静岡県景観形成ガイドプラン	県土の景観形成の基本方針、「しずおか景観形成重要地域」の設定、市町の景観形成の手引き	18年3月	景観まちづくり課
静岡県森林景観形成ガイドライン	「みんなでつくり・育む多彩で緑豊かな森林景観」を基本的な考え方とし、具体的な手法を示した手引書	18年5月	森林保全課

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
清水港みなと色彩計画	清水港全域（港湾区域約500ha及び臨港道路沿線）を対象に建物および工作物の新設・塗替え時に、各地区毎に設定した配色計画に基づく塗装をし、人工景観と自然景観が調和するように考えられたガイドプラン	3年度策定 16年4月新計画 策定	港湾整備課
田子の浦港みなと色彩計画	田子の浦港全域（臨港地区約109ha）を対象に建物および工作物の新設・塗替え時に、配色基準に基づく塗装をし、人工景観と自然景観が調和するように考えられたガイドプラン	7年12月	港湾整備課
巴川流域麻機遊水地自然再生事業実施計画	多様性のある湿地環境の再生、人と自然との良好なかかわりづくりを目標に、麻機固有の動植物の保全・再生を図る。	20年12月 21年度～	河川企画課
富士山静岡空港に係る環境監視計画	空港の運用に伴う周辺環境への影響を軽減するため、生活環境及び自然環境の調査項目及び調査方法を明示	26年3月 26年度～30年度	空港運営課
静岡県生活排水処理長期計画	下水道、集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の整備により平成42年度までに生活排水処理施設整備率90.9%を目指す。	26年3月 22年度～42年度	生活排水課
～みんなでつくる佐鳴湖～佐鳴湖水環境向上行動計画	自浄作用を導く環境づくり、豊かな生息環境の創出、人と自然・文化のふれあいを目標に、良好な水環境の創出を目指す。	27年3月 27年度～31年度	河川企画課 河川海岸整備課
静岡県環境保全型農業推進方針	できる限り環境負荷の少ない農業への転換を目指し、本県の自然立地条件に即した持続性の高い環境保全型農業を推進する。	17年6月 (26年10月一部 改正) 17年度～29年度	地域農業課
静岡県農村環境対策指針	農地等の継続的な利用、歴史と文化の継承、景観の保全と形成、地域一体となった農村環境資源の保全と管理を基本方針に、地域ごとの具体的な実施方針を設定	21年4月	農地計画課
静岡県農業水利施設を活用した小水力発電に関するガイドライン	農業水利施設を活用した小水力発電の導入に取り組む際の各種法令の定めと運用等についての基本的な考え方を示す手引き	25年3月	農地計画課

【環境配慮型スタイルへの変革】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
ふじのくに環境教育基本方針	人間と環境との関わりについて正しい認識に立ち、自ら考え、判断し、行動する人材を育成することを目指す。	24年3月	環境政策課 教育政策課
静岡県環境物品等の調達に関する基本方針	・省資源や省エネルギー、リサイクル素材や再利用部品を多く使用し、長期使用、再利用、リサイクル可能な構造等を考慮して調達 ・購入の必要性和適正量の事前検討、購入総量の抑制と、環境物品等の計画的な購入	13年10月	環境政策課 用度課

名 称	主な内容	策 定 時 期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
静岡県電力の調達に係る環境配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。 ・電力事業者に対し環境評価項目を基準とした評価を行い、業者選定を行う。 	21年11月	環境政策課
“ふじのくに”エコロジー建築設計指針	<p>県有建築物が率先して省エネルギー・省資源を推進し、公共建築物や民間建築物の計画・設計にも活用されることを目指し、環境配慮型の建築物を計画・設計する際の考慮すべき基本事項と項目及びその項目を実施するための手法と簡易な評価方法を策定</p>	12年3月策定 23年6月新指針策定	営繕企画課

4 市町の環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定状況

平成28年4月現在

	環境基本条例		環境基本計画	
	名 称	制定年月日	名 称	策定年月
静岡市	静岡市環境基本条例	平成16年3月25日	静岡市環境基本計画	平成18年3月
浜松市	浜松市環境基本条例	平成10年9月30日	第2次浜松市環境基本計画	平成27年3月
沼津市	沼津市環境保全基本条例	昭和48年10月13日	沼津市環境基本計画	平成23年3月
熱海市	熱海市環境基本条例	平成12年3月24日	第二次熱海市環境基本計画	平成24年3月
三島市	三島市環境基本条例	平成12年11月30日	第2次三島市環境基本計画	平成24年3月
富士宮市	富士宮市環境基本条例	平成15年12月12日	第2次富士宮市環境基本計画	平成28年3月
伊東市	伊東市環境基本条例	平成12年3月28日	第二次伊東市環境基本計画	平成25年3月
島田市	島田市環境基本条例	平成17年5月5日	第2次島田市環境基本計画	平成25年3月
富士市	富士市環境基本条例	平成12年12月12日	第二次富士市環境基本計画	平成23年3月
磐田市	磐田市環境基本条例	平成17年12月22日	磐田市環境基本計画	平成20年3月
焼津市	焼津市環境基本条例	平成13年3月28日	第2次焼津市環境基本計画	平成25年3月
掛川市	掛川市環境基本条例	平成17年12月22日	第2期掛川市環境基本計画	平成28年3月
藤枝市	藤枝市環境基本条例	平成13年3月28日	藤枝市環境基本計画後期計画	平成28年3月
御殿場市	御殿場市環境基本条例	平成13年3月29日	御殿場市環境基本計画	平成16年2月
袋井市	袋井市まちを美しくする条例	平成18年6月30日	袋井市環境基本計画	平成21年3月
下田市	下田市環境基本条例	平成13年12月17日	下田市環境基本計画	平成24年3月
裾野市	裾野市環境基本条例	平成14年12月18日	第2次裾野市環境基本計画	平成28年3月
湖西市	湖西市環境基本条例	平成14年12月20日	新・湖西市環境基本計画	平成23年3月
伊豆市	伊豆市環境保全条例	平成16年4月1日	伊豆市環境基本計画	平成28年3月
御前崎市	御前崎市環境基本条例	平成18年12月25日	第2次御前崎市環境基本計画	平成28年3月
菊川市	菊川市環境基本条例	平成20年9月24日	菊川市環境基本計画	平成22年3月
伊豆の国市	伊豆の国市環境基本条例	平成25年3月18日	伊豆の国市環境基本計画	平成26年4月
牧之原市	牧之原市環境基本条例	平成20年3月28日	牧之原市環境基本計画	平成21年3月
東伊豆町				
河津町	河津町きれいな町づくり条例	平成13年3月7日		
南伊豆町	南伊豆町環境基本条例	平成27年3月23日	南伊豆町環境基本計画	平成28年2月
松崎町				
西伊豆町				
函南町				
清水町				
長泉町	長泉町環境基本条例	平成22年3月24日	長泉町環境基本計画	平成24年3月
小山町	小山町環境基本条例	平成25年4月1日	小山町環境基本計画	平成26年3月
吉田町				
川根本町			川根本町環境基本計画(後期基本計画)	平成28年3月
森町				



平成27年度版 環境白書

平成28年 9月発行

編集 静岡県暮らし・環境部環境局環境政策課

〒420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6

電 話：054 - 221 - 2421

F A X：054 - 221 - 2940

E-mail：kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

